

**令和5年度洋上風力発電導入拡大調査支援事業
（洋上風力発電の事業者選定に係る公募評価支
援業務（新潟県沖、長崎県沖））**

報告書

2024 年 3 月

EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

目 次

はじめに

第1章	本業務の概要	2
1.1	本業務の目的.....	2
1.2	本業務委託期間.....	2
1.3	実施項目	2
1.4	業務フロー	3
第2章	本業務内容	3
2.1	公募占用計画の審査・評価支援	3
2.1.1	公募占用計画の内容の適合性審査及び評価のための比較整理支援.....	3
2.1.2	審査・評価の支援	3
2.2	第三者委員会の運営等.....	4
2.2.1	第三者委員会の概要	4
2.2.2	委員会の運営支援	4
2.2.3	会議資料の作成支援	4
2.3	再エネ海域利用法の公募に関連するその他必要な業務.....	4
第3章	本業務で知り得た情報の管理.....	4
3.1	契約期間中の情報管理体制.....	4

はじめに

本報告書は、経済産業省資源エネルギー庁から EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社に委託された「令和5年度洋上風力発電導入拡大調査支援事業（洋上風力発電の事業者選定に係る公募評価支援業務（新潟県沖、長崎県沖））（以下、「本業務」という。）」で実施した内容について取りまとめたものである。

本業務では、「新潟県村上市及び胎内市沖」と「長崎県西海市江島沖」の2海域を対象に、公募占用計画の審査・評価に必要となる専門的な知見の提供及び公募手続きを円滑に進めるための支援を行った。具体的には、(1) 公募占用計画の審査・評価支援、(2) 第三者委員会の運営等、(3) 再エネ海域利用法の公募に関連するその他必要な業務を実施した。

第1章 本業務の概要

1.1 本業務の目的

我が国では、2019年4月に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づき、洋上風力発電事業を実施可能な促進区域を指定し、当該区域において洋上風力発電事業を実施する事業者を、公募により選定するプロセスを進めている。公募占用計画の評価にあたっては、技術的な観点からの事業計画の評価、財務計画の適切性の評価等をはじめ、記載内容の事実確認や各記載事項の根拠や確からしさの確認、効果の判断することに加え、『「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針』に基づいた公募の手続きを公募占用指針に定めるスケジュールのとおりに進めるため、事業者選定に係る資料の作成等を迅速に行う必要がある。

本業務では、上記背景から、再エネ海域利用法及び「一般海域における占用公募制度の運用指針」に基づき、「新潟県村上市及び胎内市沖」と「長崎県西海市江島沖」の2海域を対象に、公募占用計画の審査・評価を円滑に進めることを目的に、専門的な知見の提供及び審査・評価支援業務を実施した。

1.2 本業務委託期間

本業務は、委託契約締結日である令和5年7月13日から令和6年3月29日の期間に実施した。

1.3 実施項目

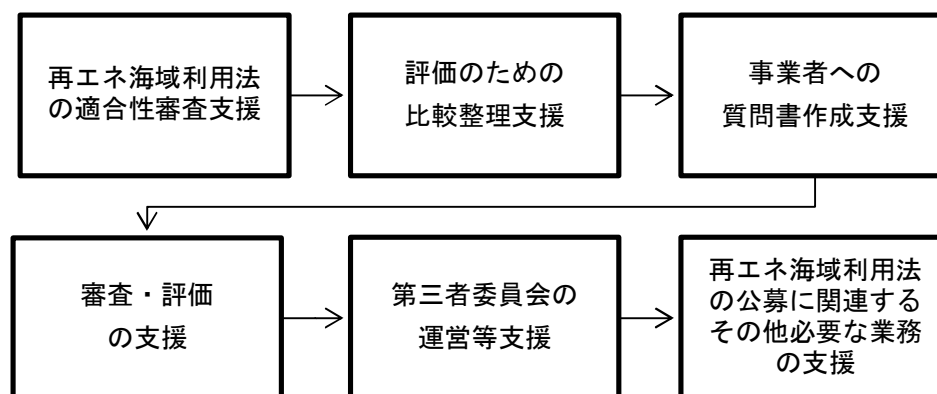
具体的な実施項目としては、(1) 公募占用計画の審査・評価支援、(2) 第三者委員会の運営等、(3) 再エネ海域利用法の公募に関連するその他必要な業務を実施した。

なお、本業務を行うにあたっては、担当課室である資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課風力政策室（以下、「風力政策室」と言う。）との協議を適宜実施しながら、業務を進めた。

1.4 業務フロー

本業務は以下の手順で実施した。

図1 業務フロー



第2章 本業務内容

2.1 公募占用計画の審査・評価支援

2.1.1 公募占用計画の内容の適合性審査及び評価のための比較整理支援

① 公募占用計画の内容の適合性審査支援

選定事業者となろうとする者（以下、「事業者」という。）から提出された公募占用計画について、再エネ海域利用法第15条第1項各号の適合基準を満たすことを確認する審査の支援を行った。

② 公募占用計画の評価のための比較整理支援

事業者から提出された公募占用計画の審査を円滑に行うために、事業者から提出された公募占用計画に含まれる情報の比較・整理を支援した。また、比較・整理にあたって、公募占用計画の内容に不明瞭な点が認められた場合には、内容を明確にするための事業者向けの質問書の作成を支援した。

2.1.2 審査・評価の支援

公募占用計画で審査・評価する事項について、国内や海外の事例等の調査を実施しつつ、必要な助言を行った。

2.2 第三者委員会の運営等

2.2.1 第三者委員会の概要

公募占用計画の評価にあたっては、区域ごとに各分野に関する学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を聴収した。

2.2.2 委員会の運営支援

第三者委員会の開催にあたって、議事概要案の作成および費用精算等の支援を行った。

2.2.3 会議資料の作成支援

第三者委員会で使用する資料の作成支援を行った。

2.3 再エネ海域利用法の公募に関連するその他必要な業務

再エネ海域利用法の公募に関連する、経済波及効果分析ツールの作成支援を行った。

第3章 本業務で知り得た情報の管理

3.1 契約期間中の情報管理体制

本業務で知り得た情報を適切に管理するため、風力政策室に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」を提出した。さらに、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいしないことを保証する履行体制を構築した。

具体的には、弊社社員のみがアクセス可能な社内サーバーの中に本業務専用のフォルダを設け、さらに情報取扱者名簿に記載のある弊社社員のみ当該専用フォルダへのアクセス権を付与し、該当フォルダ内に事業者から提出された公募占用計画等の本業務に係る書類一式を保管することで、情報取扱者名簿に記載のある弊社社員のみが該当書類を閲覧可能な状態で管理した。

また、情報管理体制図で示された再委託先との間においては、再委託契約書において守秘義務条項を設け、第三者に開示されることがないように契約上の制約を課し、さらに業務遂行に最低限必要な情報に限り開示することを徹底した。なお、再委託先との間の情報共有には、弊社へのアカウント登録が必要なクラウドサーバーを用い、アカウント登録した人物以外はアクセスできない方法で共有を行った。

留意事項

当社は、2023年7月13日付経済産業省資源エネルギー庁と当社で合意した業務委託契約書（以下、「本業務委託契約書」という。）に基づき、定められた業務を実施致しました。

- 本報告書の目的及び利用上の制限

本報告書は、経済産業省資源エネルギー庁による具体的な指示に基づいて、本業務で実施した内容について報告をする目的で経済産業省資源エネルギー庁の為にのみ作成されたものであり、その他の目的に利用又は依拠されるべきものではありません。

また、当社では、第三者に対していかなる契約上又はその他の責任を負うものではありません。

当社は、本報告書において推計又は試算等を行った場合において、当該推計又は試算等の結果が確実に実現することを保証しません。また、本報告書の内容は、経済産業省資源エネルギー庁又は第三者が行う投融資等に関する検討のために使用されることを意図していません。

当社は本業務委託契約書に基づき2024年3月29日までに業務を実施しました。従って、本報告書は2024年3月29日以降に生じた事象又は状況を考慮していません。よって、当社は、それらに応じて報告書の内容を更新することに対して義務を負うものではありません。